

# 大量保有報告書と 議決権のない株式

制度調査部  
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-48

## 【要約】

大量保有報告制度の見直しに関連して、その細目を定める政令が2006年12月8日に、内閣府令が12日に公布され、2007年1月1日から施行されている。

新ルールの下では、議決権のない株式であっても、議決権のある株式に転換され得るものは、大量保有報告書の対象となることが明記されている。

## 1. はじめに（TOB、大量保有報告制度の見直し）

2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）によるTOB制度・大量保有報告制度の見直しに関連して、政省令が次の通り公布された。

2006年12月8日、「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第376号）

2006年12月8日、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第377号）

2006年12月12日、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第86号）

は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの施行期日を定めた政令である。は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの細目を定めるものである。

本稿では、のうち、大量保有報告書における「議決権のない株式」の取扱いについて紹介する。

## 2. 大量保有報告書の対象有価証券の範囲

大量保有報告書の対象有価証券の範囲を、改正の前後で比較すると次のようになる（証券取引法施行令14の5の2）。

改正前	改正後
株券（議決権のない株式を除く）	株券（議決権のない株式として <u>内閣府令で定めるものを除く</u> ）
新株予約権証券及び新株予約権付社債券 （ ）	同左
（新設）	<u>投資証券等</u>
外国法人の発行する証券・証書で の性質を有するもの	外国法人の発行する証券・証書で <u>～</u> の性質を有するもの

（ ）新株予約権として議決権のない株式のみを取得する権利を付与されているものを除く。

これらのうち、大きな変更点は、「議決権のない株式」（ ）と「投資証券等」（ ）である。

### (1) 「議決権のない株式」の取扱い

改正前のルールでは、単に「議決権のない株式」<sup>1</sup>は大量保有報告書の対象外とされていた。それが、改正後のルールでは、大量保有報告書の対象外とされるための細かい要件は「内閣府令で定めるもの」とされているのである。

具体的に「内閣府令で定めるもの」が何を意味するかは、「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(以下、大量保有府令)」で次のように定められている(大量保有府令3の2)。

議決権のない株式 かつ

発行会社が、その株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式

つまり、大量保有報告書の対象からの適用除外が認められるためには、その株式について単に議決権がないというだけでは不十分である。定款上、取得請求権あるいは取得条項に基づいて「議決権のある株式」が交付されることがないことが明らかでなければならないのである。

言い換えれば、議決権のない株式(例えば、一定の優先株式)であっても、定款上、議決権のある株式(例えば、普通株式)に転換され得るものは、大量保有報告書の対象となる、ということが明確化されたのである。

### (2) 「投資証券等」

「投資証券」とは、投資法人(いわゆる会社型投信、例えば、REIT など)の発行する有価証券である。

「投資証券」の所有者には、原則として、投資法人の投資主総会における議決権が存在する。その意味で「株式」と似た性格(支配証券性)を持つことから、大量保有報告書の対象に加えられたのである。

<sup>1</sup> 具体的には、「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式」と定義されている(証券取引法施行令6 )。

### 3 . 施行日

上記の政省令については、2007 年 1 月 1 日から施行されている。